いのちと健康ニュース NO.103

1996年 2月28日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館3F TEL.FAX 052-883-6966
編集発行責任者 佐々木 昭三

夜勤規制・変形労働規制の運動の共同を大きく－時短と雇用の拡大と結んで

全労連主催、春闘共闘協賛で2月14～15日（熱海）に「深夜交替制・裁量など変形労働問題学習交流集会」が、15単産、10地方組織、4友好労組など95人の参加て開催された。小林全労連副議長は、「時短闘争は雇用創出のたたかいてあり、人権に根ざしたたたかいだ」とあいさつされた。

深夜交替制労働問題では、斉藤良夫中央大学教授が「深夜労働における心身および生活への影響」のテーマて、深夜交替制の有害性や問題を国際・国内の学会や医学・心理学での研究をふまえて講演された。特別報告では、産別から日本医労連、郵産労、通信労組から、夜勤交替制の実態と問題点、運動と課題がそれぞれ具体的に報告された。地方からは、愛労連（センター）と京都総評が、地方での夜勤問題・規制の調査・シンポや運動のとりくみと今後の課題が報告された。討論では、「夜勤規制にむけた共同した運動を大きく」（全印総連）など活発な論議がされた。

変形労働問題では、坂本修弁護士が「変形労働なと労働時間をふくむ労働法制改悪のねらい」と題して、労働法制全面改悪の内容とねらいを全体の構図と具体的展開を含めて明らかにされ、最後に、「広範な国民と共に新たな国民運動」を提起された。産別からの特別報告では、出版労連、民放労連、全印総連から裁量労働制をはじめとする変形労働制の導入状況と実態、運動と課題について話された。

集会のまとめて、池田調査・政策局長は、交流会・シンポの継続的開催、情報の収集・集約と共有化、要求・政策の専門家をふくめたプロジェクトの検討、産別で運動をすすめている医労連の夜勤問題での行動（3月5～7日）、郵産労の新夜勤規制のとりくみなどの参加と支援、97年労基法改正に向けた週40時間制・完全週休2日制、年間総労働時間1，800時間の実現、通常国会提出の労働諸法制改悪案に対するとりくみ、これらと96国民春闘課題を結合してすすめることが確認された。

この集会に報告・参加して、これからの夜勤規制・変形労働規制の画期をなす内容てあり、運動の今後の方向が確認できたすばらしいものてあった。（佐々木）

朝日新聞 96年1月20日 夕刊

フォーラム東海

夜勤拡大は流れに逆行

企業論理優先で人間性欠く

私は四十年近く、働く人々の労働による病気や災害についての健康相談にのってきた。産業技術や産業の構造の変化、職場の労働の仕組みの変化が相談の内容によく反映し、日本の社会の縮図のようであった。

一九六〇～七〇年代の初めは有害環境による職業病が多かった。七〇年代には新しい機械の導入が不適切なための手、腕、肩、腰などの健康障害が目立ち、コンピューター利用の神経系への影響が表れ始めた。八〇代には、職場や社会全体の機能のME（マイクロエレクトロニクス）化が進み、仕事の密度や緊張が高く、作業量も増え、神経や精神の疲労の訴えが多くなった。こうした職場での過大な残業時間や連続した夜勤が過労死を招く例も起こった。

労働省の九二年の全国調査では、職場でのストレスを感じる労働者が男女・年齢を問わず五〇～六〇％に達し、その原因に仕事の量や質をあげたものは男と女で三〇％と二七％である。高血圧、心臓病、糖尿病などの慢性の病気を持つ人々は、いまの仕事を続けていけるかと一層の不安を持つ。中年期の精神科受診者数が増えていることも注目されている。

□□□□

これからの九〇年代後半に、また一つの難儀がふりかかろうとしている。それは八八年から施行された変形労働時間やこれと結び付いた夜勤の拡大が始まったことである。

戦後四七年から施行された労働基準法では、四週間を平均して週四十八時間以内ならば、特定の日に八時間を超え、あるいは特定の週に四十八時間を超えて労働をさせてよいという変形労働が認められていた。しかし企業は四週間の平均ではメリットがないとして利用せず、低賃金のもとで労働者の残業意欲をそそって長時間労働を利用し続けてきた。

その結果、労働時間短縮と有給休暇拡大で年間千八百時間労働を達成した諸国に比べ八八年になっても、男性で年間平均二千七百時間近く、「日本は低賃金と長時間労働で低コストの輸出を続けるアンフェアな国」という国際的な批判をうけ続けてきた。政府はようやく八八年施行の改正労基法で段階的な週四十時間達成をかかげ、閣議で九二年には年間千八百時間にすると約束した（これはいまだに未達成である）。しかし、企業の強い要求を入れ、変形労働時間の平均期間を三カ月に拡大し、後には一年にまで拡大した。

女性・年少者を除いて残業や夜勤に法的な制限がないわが国では、この変形労働時間に交代制を併用し休日数を増やす措置を工夫すれば、残業手当を伴わずに営業時間を延長でき、休日出勤とパート労働を組み入れると常勤の人員を削れる。多くの企業がこのメリットをリストラに利用し始めた。新日鉄が大規模な人員削減を進めながら、九五年十月に一部の生産工程で八時間三交代を十二時間二交代に変更したことは時代の逆戻りだと大きな話題になった。

政府もまた同じように動いた。厚生省は厚生大臣の承認を得て、九五年九月から看護婦の八時間三交代勤務を、二交代に移す実証的研究を全国十カ所の国立病院に命令し、十二

愛知働くものの
健康センター理事長

山田　信也

時間から十六時間の範囲の勤務を試し、九六年度の実施予定である。郵政省は九三年三月、十六時から深夜二時までの（実働八時間）勤務のあと二時間の非拘束をはさんで早朝四時から十時までを次の日の勤務（実働六時間）とし、この日の残った二時間を更に次の日に加えて十時から二十一時（実働十時間）までとする新夜勤制度を開始した。

いずれの場合も生活スケジュールが自分の自由にならず、使用者側の一方的な裁量で動かされる、生活リズムが乱され健康不安が大きくなる、という訴えが出され、新しいタイプの過労死を心配する声もある。

□　□　□　□

ヨーロッパでは産業革命後の一日十六時間以上の長時間労働時間を、ほぼ一世紀をへて八時間にし、次は生活を豊かにする三十五時間労働を目標にし、二十一世紀には男女が平等に家庭生活を支え、社会の生活にそろって参加できる三十時間労働をめざしている。世界の労働者保護のコンセンサス機構としての国際労働機関（ＩＬＯ）で、家庭責任を持つ男女労働者の条約が成立したことは、この方向の確認であり人類社会の進歩の証（あかし）である。日本の社会の動きはこれとは逆ではないか。

変形労働時間に続いて裁量（みなし）労働時間、女性とパートへの夜勤導入などが検討され、国際競争力を高め二十四時間社会に備えるためと説明されている。政府や企業が働く人々の人間性を顧みず自らの思うままに人を働かせる、このようなことで、日本は国際社会で生き残れるのか。働く人々はこれでよいのか。

……

やまだ　しんや　1930年岐阜生まれ。79年名大医学部教授（公衆衛生学）、93年同大名誉教授。62年、全国で初めて大学に労働衛生相談室を開設。白ろう病予防と研究で欧米・東欧・ソ連・中国などの現場や研究所と交流。労働省職業病リスト改定専門家会議委員、林野庁労働災害研究会委員。

◆この欄は土曜日に掲載します。

＜夜勤規制資料＞「労働問題実践シリーズ第２巻人間らしく働く（大月書店）」

夜勤者は一〇年短命？　フランス政府の委託で交替制の研究をおこなった学者は夜勤従事者が短命であるとの報告を提出、対策を求めました。『朝日新聞』（一九七六年一一月二〇日）によると「ヴィスナール教授が二万人の交替勤務労働者を対象に調査した結果、夜勤は寿命を一〇年以上縮めるとの結論が出た。夜勤労働者に最初にあらわれてくる症状はイライラ、意気消沈、不眠と胃病、これが次第に健康をむしばむ。そこで同教授はフランス当局にたいして、夜勤交替労働者は一〇年以上はさせないことにするとか、そのあとの就職あっせんや再教育の機会を保障することを要求した」ということです。

フランス政府はこの問題で七六年一二月九日に関係閣僚会議をひらき、「技術上不可能なばあいをのぞいて、土曜日の夜勤、日曜日の朝勤をふくむような勤務形態を新たに編成することを七七年一月一日以降禁止する」ことを布告、すでにこのような交替制をおこなっている職場でも同様にするか、年間二〇回の日曜休日が保障されることを求め、七七年一〇月からこの問題で労使交渉を開始することを勧告しました。

『健康なくして労働なし』

＝＝労働安全衛生活動は労働組合の重要課題＝＝

中　原　東　四　郎

（愛知働くものの健康センター副理事長）

愛労連と「あいち職場の健康問題研究会」の共同の提唱で、1991年 7月 7日「愛知働くもののいのちと健康を守る健康センター」（略称・愛知働くものの健康センター）が発足し５年を経過しました。

発足当時、こんな投稿が中日新聞に掲載されました。

投稿者は「岐阜県吉城郡・葡萄原房男 73 才」としてあり、多分匿名の投稿と思います。

『このほど、愛知県下の35団体が過労死の防止を提唱して「働くもののいのちと健康を守るセンター」を結成した。

とかく過労死というと、死後の労災補償が話題となりがちであるが、この提唱は事前防止という前向きの運動であるだけに、その成果が期待される。――中略――過労死を防ぐには当人の仕事の選択（仕事のやり方）にあることを忘れてはならない。

また一方、企業は過労死をもたらすような仕事の与え方をしないことと、普段の健康管理に万全を期すべきことこそ、まさしく社会的義務である。

ともかく、死後において労災補償がされたことで事終われりとするのではこの問題の抜本対策とはならない。――――後略――』　と記述されていました。

↙「愛知働くものの健康センター」は名称が示すとおり、労働者のいのちと健康を守るために、いろいろな運動を取り組んできました。

労働者の健康保持増進を使用者に義務づけている「労働安全衛生法」があります。

これには、「定期健康診断」「健康管理」「産業医の巡視」「安全配慮義務」「高齢者の就業配慮」など細部にわたって「安全衛生規則」が使用者に義務づけし違反したときは罰則（禁固・罰金）が課せられます。

しかし、現実はなかなか順守させることは困難です。

「労働安全衛生委員会」があっても、十分機能していないというのが現実です。

これを打開していくのは労働者自身と労働組合の姿勢にかかっています。

労働者は身体が資本です。かけがえのないたった一つの「いのち」を健康に維持して働くことこそ一番大切なことです。

企業の横暴（合理化・長時間労働・変則労働・劣悪な職場環境など）とのたたかいの中に「労働安全衛生」の課題をきちんと据えて、労働者自身のものにしていく努力が今求められていると思います。

～～～～～～～～～～～～～～～

使用者責任を免罪する過労死裁判
労安法に逆行する判決

～～～～～～～～～～～～～～～

年が明けて1/23と1/26に、それぞれ過労死裁判の判決が出されました。

一つは、山内労災裁判の最高裁判決です。

亡くなったのは、名古屋昭和郵便局の郵便課副課長だった山内治一さんで1977年11月16日、夜間勤務中の休憩時間に夕食をとりに外出して倒れ、翌日脳出血で死亡しました。

山内さんは、寮長から夜勤のある郵便課副課長になり、慣れない業務の長時間勤務でストレスと過労で死亡したものでした。

一審では、業務上公務災害と認められましたが、国側が控訴し二審では「死因は、本人が必要な健康管理を怠って持病が悪化したことによるものである」として、逆転で遺族側の請求を却下しました。

今回最高裁は、遺族側の上告を棄却し、二審判決を支持しました。

まさに労安法の「労働者の健康保持増進の使用者責任」を免責するものでした。

もう一つは、新井過労死裁判での名古屋地裁判決です。

亡くなったのは、日本油脂武豊工場の化学研究所リーダー（課長職）新井健さんで1982年11月、勤務中に倒れ翌日死亡しました。

新井さんは、新製品の研究・開発競争の最前線で働いていて、ストレスから高血圧となり死亡当時は、次年度の研究テーマの設定などひかえ、↗

↙特別に緊張していた時期でした。

判決は、「研究業務が罹患していた高血圧症を急激に悪化させるほど過重だったとは認められない。健康診断で重い高血圧症が認識できたのだから、治療、健康管理は本人が配慮すべきだった」として訴えを棄却しました。

この二つの判決で共通しているのは「健康管理」は、「健康診断で高血圧症を認識していたならば、本人が仕事を配慮すべきだった」という「自己責任論」にたつものです。

これでは、「労安法」の存在意義がどこにあるのでしょうか。

身体が限界に来ていることを知りながらも責任を果たさなければ、という責任感から無理をして倒れることになる。

また、自覚症状がわかっていても立場上休むこともできず無理をして症状を悪化させてしまう。

このようなことをなくすのが、「健康管理」の使用者責任でなければなりません。

この二つの「判決」は、働くもののいのちと健康を守る立場から言えば、「不当な判決」と言わなければなりません。

～～～～～～～～～～～～～～～

昨年１１月末までセンターの常駐とニュースの編集責任をされた中原副理事長が愛知労働問題研究所の所報掲載原稿を書かれ、ご本人の申し出と研究所の了解の上で転載します

過労死をなくし、いのちと健康を守る

名古屋過労死を考える家族の会の訴え

２．１６集会での訴え　渡辺　光子（名古屋過労死を考える家族の会）

１９９８年３月５日に「名古屋過労死を考える家族の会」が結成されてまもなく、まる７年を迎えようとしています。

ある日突然、勤務中の父や、夫や、息子が、過労によって死亡したり倒れても、それまで在職していた会社だけでなく、労働基準監督署さえも、業務上の疾病災害とは認めようとせず、家族は思いあまって弁護士や法律事務所に相談したことが引き金となり、過労死弁護団の援助で「家族の会」を発足させ、また、私たちの救済に乗り出して下さったのでした。そして、今日まで、弁護士の先生方と２人３脚で労災認定申請にはじまり、最高裁への上告まで長くて苦しい年月を必死に走ってまいりました。

現在、審査会５件、中央審査会３件、地方裁判所１０件、高裁１件、最高裁１件の合計２０件をかかえております。つい最近ですが、昭和郵便局在職死亡の山内さんが、最高裁で敗訴いたしました。言葉もありません。

毎年１１月の勤労感謝の日を前に、労働省交渉をしてきました。全国過労死の遺族は、労働基準法・労災保険法の改正と、労災認否定の決定にいたるまでの労働行政プロセスが不可解であることを強く訴えて、不公正な差別を無くしてもらうよう要請をいたしてまいりました。

そして、９５年２月１日の改正案にわずかな緩和を感じたものの依然として監督署の対応は変わったとは思われません。昨年４月、「家族の会」は愛知労働基準局に、ごく簡単な要請書を提出いたしましたが、文書による回答は拒否されました。

死亡した夫に多額の保険金がかけられていたことや、死亡前の蓄積疲労がいかにひどかったかものかを監督署に訴えても、企業や会社の責任はまったく問うことをいたしません。

裁判になって遺族の訴訟相手となった企業の弁護士と基準局の職員が法廷内で情報交換をしたり、握手をしたりすることが平然とおこなわれているのをみると怒りて血の逆流するようなこともありました。ここまで無神経で常識をもたない人たちが労働省の職員なのですか。

倒れるその時まで会社を信じて、死ぬほど一生懸命働いた私たちの父や、夫や、息子の人権と誇りを残された遺族は取り戻したくて必死にたたかっているのです。あとどれほどの歳月を走りつづけるのか、まったく分かりませんが、ここで立ち止まることは出来ません。

署名や裁判の傍聴などの皆様方のご厚情に支えられて今日も走ります。数々のご支援心から感謝してお礼を申し上げます。ありがとうございます。

山内過労死最高裁の不当判決に怒りを込めて抗議する

原田弘一（山内過労死裁判を支援する会事務局長）

１月２３日、最高裁第三小法廷は、山内過労死訴訟事件について「死因は必要な健康管理を怠って持病が悪化したことによる」として、逆転判決を下した名古屋高裁の二審判決を支持して上告を棄却したが、重大な事実誤認の不当判決以外のなにものでもなく、心から怒りを覚える。

山内治一さんが亡くなった１９７７年１１月１７日は、郵政省と全逓労組の間で「下部段階における団体交渉制度の将来展望」（いわゆる１１・１７確認）が取り交わされた日であった。

郵便の集中処理局となって混乱がつづいた昭和郵便局では、団体交渉を拒否する郵政局の姿勢に抗議して、３６協定が未締結で、残業に応じない状況も続いていた。いきおい管理職で副課長であった山内さんは、連日の長時間労働を余儀なくされ、亡くなる５日前の１２日には週休日に体調をくずして通院のため休みを希望したにもかかわらず、出勤を強要され、勤務につき、通院の機会も奪われて、ついに倒れたのである。

特に、１１月７日に実施した健康診断（ハイリスク検査）で山内さんの血圧は最高１９１、最低１２１と悪化し、要治療者として判定されていた。要治療者は「１日の勤務時間の短縮、深夜労働の禁止、時間外労働・週休日の勤務は命じない」等勤務の軽減をすることとされているにもかかわらず、当局は１１月７日以降一切その措置をせず、「ハイリスク検査」結果も、山内さん本人に知らされなかったという重大な事実を見逃していることが問題である。

こうした事実に一切目をつぶって、郵政省の安全配慮義務違反を許した最高裁の決定は断じて許されない。怒りを込めて抗議する。（１月２４日）

山内過労死裁判判決を受けて

山内　良浩（原告）

去る１月２３日最高裁の判決が下り、不本意な結果となってしまいました。この裁判を通じて私が感じたことは、他人どうしがいかに相手の事を考え、いたわる気持ちが大切であるかを感じました。すべての法律はこの基本理念を文章にして社会のルールにしようとしているのですが、この裁判にかぎっていえば限界があったようです。

この事件の真実は、この世に神がいるならば充々ご理解いただけるものであることと心に秘め、今後を生きてまいりたいと思います。

最後に、この裁判にご支援・ご協力を下さいました皆様に深く感謝の意を表しますと共に、過労死事件のすべてが真実・真理の基に解決されることを切に希望いたしましてお礼にかえさせていただきます。

＜名古屋過労死を考える家族に会＞（署名・傍聴での支援を）

今後の公判日程

３月１日（金）１０時１５分～永須（結審）

８日（金）１０時３０分～１２時遠藤（証人）

１５日（金）１３時３０分～１４時３０分渡辺光子（本人反対尋問）

センターだより

＜名港労協とセンターとの懇談会＞

１月１９日理事５人と名港労協参加の労組役員１５名とで港での労働安全衛生、いのちと健康を守るとりくみでの懇談をおこないました。各参加労組での現状と運動の到達、課題についての報告・論議と今後のセンターとの協力・共同について協議しました。

＜「夜勤規制」のとりくみ＞

１月２０日に医労連東海北陸ブロックで佐々木事務局長が「長時間・変則２交代を考える」で夜勤と健康、夜勤規制の講演をし、また、同じテーマで全医労東海北陸ブロックで講演・論議（３月６日）をします。また、医労連の３月５～７日の統一行動での夜勤シンポ（７日）にも協力することになりました。２月１４～１５日の全労連・夜勤・裁量労働シンポでは「愛知のとりくみと夜勤規制の課題」を佐々木事務局長が参加報告しました。

＜過労死をなくすとりくみ＞

山内過労死最高裁不当判決、渡辺光子中央審査会業務外決定がありました。過労死家族の会への支援・協力では、家族の会総会参加、裁判傍聴・署名協力が愛労連・地域労連、争議団などへ広がっています。支援をさらに大きく。

＜愛高教「すぐに役立つ労安活動の手引き・２」刊行＞

着実な労安活動を進めている愛高教が「手引きの・２」を刊行しました。内容は、職場の労安活動のとりくみの実例、公務災害と保障制度と学習資料です。問合わせは、０５２（２６１）８１５５愛高教まで。

＜地方組織との交流＞

佐々木事務局長が北海道労連の労働講座に参加した折り、北海道職対連の富田事務局長と福地先生と懇談・交流してきました。また、全労連シンポでは多くの地方組織・産別のみなさんと交流してきました。

＜センターの常駐体制と事務局体制＞

伊藤事務局次長の入院・治療でセンターの常駐と事務局体制に不備な点も多くなると思いますが、ご理解のほどお願いします。センター不在でお急ぎの場合は佐々木事務局長の携帯電話へご連絡下さい（０３０－５８３－７７０５）。「健康センターの手引き」の完成は、３月以降になります。ニュースは、何とか月刊で刊行する予定です。原稿・郵送実務ご協力いただければ幸いです。

＜今後の主な機関会議の日程＞

第４回理事会	４月１１日（木）午後６時３０分～	センターにて
第２回団体代表者会議	５月１６日（木）午後６時３０分～	労働会館本館会議室
第５回理事会	６月１３日（木）午後６時３０分～	センターにて
第６回総会	７月２７日（土）午後１時３０分～	労働会館本館会議室

＜日程＞

３月　６日（水）	全医労東海北陸地協婦人活動者会議（夜勤と健康、変則２交代、三谷温泉）
７日（木）	日本医労連「２４時間型社会を考える」シンポ（東京）
１５日（金）	住軽金出向裁判鈴木さんを支援する会（全港湾会議室）
２４日（日）	現代労働負担研究会兵庫・明石集会（「過密労働規制」）
４月１３日（土）	京都「２４時間社会・深夜労働を考える」シンポ（京都総評・京都職対連）（市長選のためこの日に延期）